

保育士資格をお持ちの皆さまへ

子ども・子育て支援新制度が スタートしたこの機会に、 保育の現場で働いてみませんか？



厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」によって、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿が確保できるよう取り組んでいます。これには、保育所の確保だけでなく、保育を支える保育士の確保も必要です。

これまでの取組によって、平成26年度は約15万人分の保育の受け皿を確保しました。しかし、平成27年度はさらに約12万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれています。また、平成27年10月の有効求人倍率も約2倍（保育士1人の求職申込に対し、求人募集が2件）、高い都道府県では5倍を超えている状況です。

**皆さまに保育士として働いていただけるよう、
厚生労働省では、次のような取組を行っています。**

- 民間保育所で働く保育士の給与を平均5%改善！
- 職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート！
- 保育所の勤務環境を改善し、保育士が働き続けられる職場に！

具体的な取組内容は裏面で

**まずは、お近くの「保育士・保育所支援センター」へ登録、
またはハローワークへの求職申込みをお願いします。**

保育士・保育所支援センターやハローワークでは、保育士資格をお持ちの皆さまへの相談・支援を行っています。なんでもお気軽にご相談ください。

- ・ 保育士としての就職に向けた相談
- ・ 勤務時間や勤務場所など、希望に応じた保育所のあっせん
- ・ 就職面接会などの開催や、ご案内

保育士・保育所支援センターやハローワークなどの連絡先は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/140131-2.html>

皆さまに保育士として働いていただくため、厚生労働省では、以下の取組を行っています。

民間保育所で働く保育士の給与を平均5%改善！

●平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度において、民間の**保育士の給与を平均3%改善**しています。

※平成24年の保育士給与との比較

●加えて、平成26年度の公務員給与の見直しに合わせて、**保育士の給与が平均2%改善**しています。

※平成26年の保育士給与との比較

職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート！

●保育士・保育所支援センターでは、ブランクにより保育士として職場復帰に不安のある方を対象として、**職場復帰のための保育実技研修**などを行っています。

保育士・保育所支援センター

検索

保育所の勤務環境を改善し、保育士が働き続けられる職場に！

●**保育士の研修機会の確保や3歳児の保育における保育士の配置を手厚くするための仕組み**など、職場環境の改善のための新たな取組を行っています。具体的には、次のような内容です。

・保育士が研修に参加しやすくするため、**保育士が研修に参加した場合の代替職員を雇う費用（雇上費用）を保育事業者に支給**

※保育士1名につき2日分

・3歳児の保育において、通常であれば子ども20人につき保育士が1人以上必要となるところ、**子ども15人につき保育士1人以上配置した場合、保育所の運営費用に加算して支給**

・保育士の負担を軽減するため、**保育以外の業務（清掃や消毒、保育室の片付けなど）を行うための補助者を雇うための支援**